

新発田市 特別の理由による 任意予防接種費用の助成について(お知らせ)

骨髄移植手術等により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断された方に対して、経済的負担の軽減及び感染症予防のため、再接種費用を助成します。

事前の手続きが必要ですので、健康推進課までお問合せください。

《対象者》 次の①から④のすべてに該当する人

- ① 骨髄移植手術その他の理由により、既に接種を受けた定期予防接種の予防効果が期待できないと判断されていること
- ② 助成対象予防接種の接種日において、新発田市に住所を有すること
- ③ 接種を受けた定期予防接種の接種回数及び接種間隔が、予防接種実施規則の規定によるものであること
- ④ 20歳未満の者

《助成の対象となる予防接種》 次の①から③のすべてに該当する人

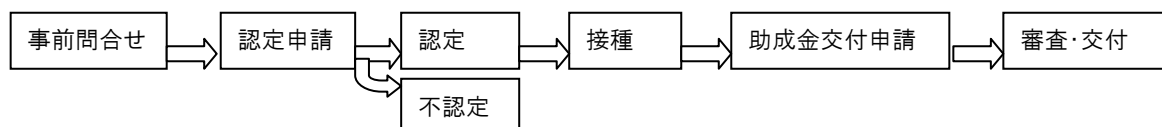
- ① 予防接種法第2条第2項に規定する「A類疾病」にかかるものであること
 - ② 使用するワクチンが、予防接種実施規則の規定によるものであること
 - ③ ①の予防接種のうち、四種混合、BCG、ヒブ、小児用肺炎については下記の年齢に達するまでで、それ以外の予防接種については20歳未満(20歳の誕生日の前日まで)の間の接種であること
- | | | |
|----------------------------|---|-----|
| ・ 四種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ) | … | 15歳 |
| ・ BCG(結核) | … | 4歳 |
| ・ ヒブ(Hib) | … | 10歳 |
| ・ 小児用肺炎球菌 | … | 6歳 |



《助成対象者・助成金額》

助成金の交付対象は、予防接種対象者の保護者(親権を行う者、後見人、その他接種対象者を養育している者を含む)とし、助成金額は、予防接種にかかった費用(ただし、新発田市の委託料金を上限)とします。

《手続きのイメージ図》



【申請/問合せ先】新発田市役所 健康推進課 保健予防係 ☎ 0254-28-9210 (直通)

■手続きの方法・流れ

1 事前申請

- ① 再接種を受ける前に市に問合せください。(健康推進課電話又は窓口)
- ② 担当課から申請に必要な書類をお渡しします。
 - ・「新発田市特別の理由による任意予防接種費用助成対象認定申請書」
 - ・「新発田市特別の理由による任意予防接種費用助成に関する理由書」(医師に依頼)
- ③ ②の申請に必要な書類の作成と用意をしてください。
- ④ 事前申請を健康推進課で行ってください(申請書、理由書、母子健康手帳又は該当する予防接種の過去の接種歴が確認できる書類の写し)

2 申請受付・助成の認定

- ① 健康推進課で申請を受付けた後、助成の認定を行い、結果の通知を交付します。
 - ・認定された場合⇒「新発田市特別の理由による任意予防接種費用助成対象者認定通知書」を交付します。
また、必要な書類を送付します。「新発田市特別の理由による任意予防接種費用助成金交付申請書」
 - ・不認定の場合⇒「新発田市特別の理由による任意予防接種費用助成対象者不認定通知書」を交付します

3 再接種

- ① 医療機関で再接種を受けます。接種費用は、医療機関へ全額お支払いください。その際、「領収書(※4の※の内容を確認してください。）」、接種に使用した「予診票(写し可)」又は接種したことが確認できるものを医療機関からもらってください。後日助成の際に必要なになります。

4 接種費用の助成申請

- ① 事前申請した予防接種の接種日から6か月以内に、助成金の交付申請手続きを行ってください。(期限を過ぎての申請は交付対象外です)
 - ・新発田市特別の理由による任意予防接種費用助成金交付申請書兼請求書
 - ・領収書(※以下の明記があるもの：接種対象者氏名、接種日、ワクチン名、料金、医療機関名)
 - ・予防接種予診票(接種時に使用し、接種医、保護者の署名等必要事項が記載済)又は接種したことが確認できるもの

5 認定書の交付・助成金の支給

- ① 健康推進課で申請を受付け後、内容の確認を行い適切であれば助成対象者へその旨を通知するとともに助成金を支払います。
但し、不正な手段による申請と認められた場合は、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。